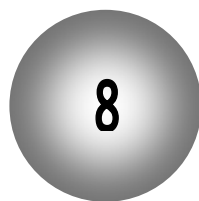


# 季刊 マンションを考える 第8号 特集 マンションとトラブル -2



2007 秋 No008

## トラブルに関する規約と裁判の判例

前回に引き続き「マンションとトラブル」に関して考えてみたいと思います。  
今回の特集のテーマである「マンションとトラブル」に係る事項を、「中高層共同住宅標準管理規約・平成 16 年改正」の改正条項とコメントの中からあげてみましょう。「平成 16 年改正」の大きな目玉は、まさに「トラブル」防止のための標準管理規約の改正であるといっても過言ではありません。それはコメント全般関係の頭の に新設され、住まい方のルールを定めておくことの重要さの指摘をみてもおわかりだと思います。

### 「中高層共同住宅標準管理規約のマンションを取り巻く情勢の変化を踏まえた改正」

#### (1)新しい管理組合業務の追加

##### 修繕等の履歴情報の整理及び管理

マンションの適正管理には適時適切に修繕を行うことが必要であることを踏まえ、工事施工業者や修繕の費用、個所、時期等修繕に係る履歴情報を整理して後に参照できるよう管理し、今後の修繕を円滑に行うため、修繕等の履歴情報の整理及び管理等(単棟型第 32 条第6号等)を管理組合の業務として規定しました。

##### コミュニティ形成

コミュニティ形成は、日常的なトラブルの未然防止や大規模修繕工事等の円滑な実施などに

資するものであることから、管理組合の業務として、地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成(単棟型第 32 条第 15 号等)を規定しました

#### (2)未納管理費の請求に関する規定の充実

管理費はマンションの維持、管理の財源であり、その滞納は適正管理を脅かす問題であることにかんがみ、滞納問題に適時適切に対応できるよう、共用部分の管理に関する事項は、原則総会決議で決するところ、未納の管理費等の請求に関しては、理事会決議により、理事長が、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を遂行することがで

きる旨を規定(単棟型第 60 条第 3 項等)しました。

#### (3)環境問題、防犯問題への対応の充実

窓ガラス等の開口部に関する工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理組合がその責任と負担において計画修繕として実施するものとし管理組合が速やかに工事を実施できない場合は、区分所有者の責任と負担で実施することについて細則を定める旨を規定(単棟型第 22 条等)しました。

### 目次

#### 特集 マンションとトラブル -2-

中高層共同住宅標準管理規約の  
マンションを取り巻く情勢の変化を踏まえた改正

1・2・3

マンションに係る紛争事例(費用負担、専用使用権  
専有・共用部分の問題について)

4・5・6

**(4) コメントの充実等**

最近のマンションにおける設備状況を踏まえ、インターネット通信設備、オートロック設備、宅配ボックス等を共用部分として規定するとともに、給排水管の共用部分の範囲を

より詳細に規定しました。また、ペット飼育を認めない場合、容認する場合のそれぞれの規約案文例をコメントに記載するなど、コメントの充実を図りました。(備考)「標準管理規約の改正

のポイント」は単棟型、団地型、複合用途型の共通事項です。「国土交通省・中高層共同住宅標準管理規約の改正について」平成16年1月23日 住宅司住宅総合整備課マンション管致課

**マンション標準管理規約(単棟型)コメント**

マンションが重要な居住形態となっている中で、マンションの快適な居住環境を確保するため、区分所有者、具体的な住まい方のルールを定めておくこと

が重要であるとともに、社会的には、マンションを社会的資産として、その資産価値を保全することが要請されている。このような状況の中で、管理組合はマンションを適正に管理するよう努め、国は情報提供等の措置を講ずるよう努めなければならない旨

の適正化法の規定を踏まえ、国は、管理組合が、各マンションの実態に応じて、管理規約を制定、変更する際の参考として、このマンション標準管理規約及びマンション標準管理規約コメントを作成し、その周知を図るものである。

先号はペットに関するトラブルに対するもので、規約で(使用細則)第18条とそのコメントを取り上げました。今回はそれ以外の改正ポイントを取り上げましょう。(窓ガラス等の改良)第22条、(管理費)第27条、(業務)第32条、(管理費の徴収)第60条です。 部分は、本NPOがコメントに追加書き込みました。太字部分は主要改正部分です。

**(1) 窓ガラス等の改良 < 第22条 >**

- 1 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。
- 2 管理組合は、前項の工事を速やかに実施できない場合には、当該工事を各区分所有者の責任と負担において実施することについて、細則を定めるものとする。

**第22条関係コメント**

窓枠、窓ガラス及び玄関扉(玄関扉にあつては、錠及び内部塗装部分を除く。以下「開口部」という。)については、第7条第二号及び第三号において占有部分に含まれないこととされていること、専有部分に属さない「建物の部分」については、第8条の基づく別表 第2において共用部分とされていることから、開口部は共用部分として扱うこととなる。

また、区分所有法は、その形状又は効用の著しい変更を伴わない共用部分の変更について、集会の普通決議により決することを定めている。第1項は、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上のため行われる開口部の改良工事については、原則として、他の共用部分と同様に計画修繕の対象とすべき旨を規定したものである。第2項は、開口部の改良工事については、治安上の問

題を踏まえた防犯性能の向上や、結露から発生したカビやダニによるシックハウス問題を改善するための断熱性の向上等、一棟全戸ではなく一部の住戸において緊急かつ重大な必要性が生じる場合もありえることにかんがみ、計画修繕によりただちに開口部の改良を行うことが困難な場合には、各区分所有者の責任と負担において工事を行うことができるよう、細則をあらかじめ定めるべきことを規定したものである。

**(2) 管理費 < 第27条 >**

管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。

- 一 管理員人件費
- 二 公租公課
- 三 共用設備の保守維持費及び運転費
- 四 備品費、通信費その他の事務費
- 五 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料
- 六 経常的な補修費
- 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費

- 八 委託業務費
- 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用
- 十 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成に要する費用
- 十一 管理組合の運営に要する費用
- 十二 その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用

第27条関係 コメント

管理組合の運営に要する費用には役員活動費も含まれ、これについては一般の件数等を勘案して定めるものとするが、役員は区分所有者全員の利益のために活動することにかんがみ、適正な水準に設定することとする。

コミュニティ形成は、日常的なトラブルの未然防止や大規模修

繕工事等の円滑な実施などに資するものであり、マンションの適正管理を主体的に実施する管理組合にとって、必要な業務である。管理費からの支出が認められるのは、管理組合が居住者間のコミュニティ形成のために実施する催事の開催費用等居住者間のコミュニティ形成や、管理組合役員が地域の町内会に出席する際に支出する経費等の地域コミュニティ

にも配慮した管理組合活動である。他方、各居住者が各自の判断で自治会、町内会等に参加する場合に支払うこととなる自治会費、町内会費等は地域コミュニティの維持・育成のため居住者が任意に負担するものであり、マンションという共有財産を維持・管理していくための費用である管理費等とは別のものである。

(3)業務 < 第32条 >

管理組合は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 管理組合が管理する敷地及び共用部分等(以下本条及び第48条において「組合管理部分」という。)の保安、保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理
- 二 組合管理部分の修繕
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務
- 四 建物の建替えに係る合意形成に必要な事項の調査に関する業務
- 五 適正化法第103条に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書の管理
- 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等
- 七 共用部分等に係る火災保険その他の損害保険に関する業務
- 八 区分所有者が管理する専用使用部分について管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為
- 九 敷地及び共用部分等の変更及び運営
- 十 修繕積立金の運用
- 十一 官公署、町内会等との渉外業務
- 十二 風紀、秩序及び安全の維持に関する業務
- 十三 防災に関する業務
- 十四 広報及び連絡業務
- 十五 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成
- 十六 管理組合の消滅時における残余財産の清算
- 十七 その他組合員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務

第32条関係コメント

～ 略

修繕等の履歴情報とは、大規模修繕工事、計画修繕工事及び設備改修工事等の修繕の時期、箇所、費用及び工事施工者等や、設備の保守点検、建築基準法第12条第1項及び第2項の特殊建築物等の定期調査報告及び建築設備(昇降機を含む。)の定期検査報告、消防法第8条の2の2の防火対象物定期点検報告等の法定点検など、維持管理の情報であり、整理して後に参照できるよ

う管理しておくことが今後の修繕等を適切に実施するために有効な情報である。

修繕等の履歴情報の整理及び管理

マンションの適正管理には適時適切に修繕を行うことが必要であることを踏まえ、工事施工業者や修繕の費用、個所、時期等修繕に係る履歴情報を整理して後に参照できるよう管理し、今後の修繕を円滑に行うため、修繕等の履歴情報の整理及び

管理等(単棟型第32条第6号等)を管理組合の業務として規定しました。

コミュニティ形成は、日常的なトラブルの未然防止や大規模修繕工事等の円滑な実施などに資するものであることから、管理組合の業務として、地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成(単棟型第32条第15号等)を規定しました。

(4)管理費等の徴収 < 第60条 >

- 1 管理組合は、第25条に定める管理費等及び第29条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により第62条に定める口座に受け入れることとし、当月分は前月の日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合は、別に定めるところによる。
- 2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について、

年利 %の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。

- 3 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を迫ることができる。
- 4 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。
- 5 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。

第60条関係コメント

管理費等に関し、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により管理組合の口座に受け入れる旨を規定する第1項の規定は、原則方式又は支払一任代行方式(いずれも、集金代行会社委託等を除く。)を前提とした規

定であり、集金代行会社委託等による原則方式又は支払一任代行方式や、収納代行方式をとる場合にはその実状にあった規定とする必要がある。督促及び徴収に要する費用とは、次のような費用である。  
ア)配達証明付内容証明郵便に

による督促は、郵便代の実費及び事務手数料  
イ)支払督促申立その他の法的措置については、それに伴う印紙代、予納切手代、その他の実費  
ウ)その他督促及び徴収に要した費用

マンションに係る紛争事例(費用負担、専用使用权、専有・共用部分の問題について)

マンション管理に係るトラブルもこじれると、裁判に持ち込まれます。ここでは、(社)高層住宅管理業協会から発行されている『マンション管理に係る紛争事例集』(H18.2改訂)に基づいて、マンションに係る裁判例をご紹介します。

(1) 費用負担に関するトラブル

1)管理費等の支払義務者について  
共用部分の管理に必要な、管理費等(管理費、修繕積立金、大規模修繕工事の一時負担金など)は区分所有者全員が支払義務を負います。区分所有者の特定承継人(既存マンションの買主、贈与を受けた者、競落人など)および、包括承継人(相続、合併などにより承継する者)も区分所有者としての支払義務を負います。ただし特定承継人の場合は、その責任の範囲には注意が必要です。  
未売却住戸の売主(分譲業者)であっても、未分譲の区分所有権を有する以上、管理等を支払わねばならない。(東京地裁 平成2年10月26日判決)  
ただし、未売却住戸の売主が管理費等を負担しない旨の特約が無効でないと言われた事例がある。(大阪高裁 昭和63年11月22日判決)  
譲渡担保権者(譲渡担保として本件建物を取得した者)も規約にいう区分所有者にあたる。(東京地裁 平成6年3月29日判決)  
特定承継人は、前区分所有者が滞納した専用庭使用料の支払義務につき責任を負わねばならない。(東京地裁 平成9年6月26日判決)

(なお、同判決を受けて、同事例集では、前区分所有者が滞納した駐車場使用料については、駐車場が専用庭のように特定の専有部分に付従するものとはいえないので、支払義務を負うものではないことになると解説されています。)

競落人(買受人)も特定承継人である。(東京地裁 平成9年6月26日判決)  
包括承継人は、前区分所有者が死亡や解散によって消滅し、その権利義務一切を引継ぐことになるから、前区分所有者に対する請求権が残る余地はない、と解説されています。

2)管理費等の滞納者に対する制裁措置について

管理費等の滞納者に対する制裁措置としては、氏名の公表、電気・ガス・水道の停止、共用部分の使用禁止などを行うことができるか否かが、理事会などでも議論されることもあるかと思えます。  
滞納者の氏名等を立看板に記載し公表したことが名誉毀損による不法行為になるか否かが問題となったケースです。  
別荘地の管理費滞納で、マンションではありませんが、総会の決議に基づき、役員会で決議し、会則の適用を決定し、管理費納入の意思あれば公表を

控える旨を通知するなど、十分な手続きを踏んでいるとし、やや穏当さを欠くが、名誉を害する不法行為にはならないとされた。(東京地裁 平成11年12月24日判決)

滞納者に対する給湯停止措置が不法行為になるか否かが問題になったケースです。

マンション全体でボイラー・空調機を持ちセントラル給湯・暖冷房をしている場合のようですが、給湯という日常生活に不可欠のサービスを止めるのは、管理費等の滞納解決に他の方法をとることが著しく困難か、実際上効果が無い場合に限って認められるとし、先ず、給湯停止前に、冷暖房の供給停止を条件に滞納分支払いを求める交渉をすべきであった、また、冷暖房費が入居1年後に請求されたことも滞納の原因となつたとし、給湯停止措置は、権利の乱用に当たり、不法行為となつたとした。(東京地裁 平成2年1月30日判決)

滞納者に対する専有部分の使用禁止が認められるか否かが問題になったケースです。

10年間近く、1,348万円以上の管理費等を滞納していましたが、区分所有法第59

条による区分所有権の競売請求は実益があっても、同法第58条による専有部分の使用禁止請求については、管理費等の滞納と専有部分の使用禁止とは関連性がないことから、滞納者に対し専有部分の使用禁止は認められないとした。(大阪高裁 平成14年5月16日判決)

### 3) 管理費等支払請求権と時効について

管理費等支払請求権の消滅時効の期間は5年が採用された。

一般の債権の消滅時効の期間は10年(民法第167条)ですが、毎月支払う管理費等支払請求権の消滅時効も10年か、それとも定期給付を目的とする債権として5年で消滅時効にかかる(民法第169条)のかが問題となり、民法第169条の適用があるとして5年説が採用された。(最高裁 平成16年4月23日判決)

なお、最高裁の判決は絶対で、法規範が出たのと同じといわれます。

時効の起算日については、管理費等についてはその支払期日の翌日、となります。

(確定期限の債務では、その権利を行使することを得る時から時効が進行する。民法第166条1項)

時効の中断(以下で中断されません。)

請求

a) 訴訟提起、支払督促の申立、小額訴訟の提起、破産手続参加、配当要求(大審院 大正8年12月2日判決)等

b) 催告

配達証明付内容証明郵便など。ただし、相手方に到着後6ヶ月以内に訴訟提起差押等を行わなければ、時効中断の効力は失われる。(民法第153条)

差押、仮差押、仮処分

承認

a) 支払猶予の申入れ等は承認になる。

b) 利息の支払は元本の承認になり、一部の支払いは一部であることがあきらかな場合は、残部についての承認になるのが原則。

### 4) 管理費等の負担割合に関する管理規約の改正と特別の影響について

管理費等の負担割合は、原として共用部分の持分の割合(各共有者の持分は、その有する専有部分の床面積の割合による。区分所有法第十四条1項)によるが(法第十九条)、規約で別段の定めをすることができます。

また一方で、区分所有法第三十一条1項に、「規約の設定、変更、廃止は、区分所有者および議決権の各4分の3以上による集会の決議によってする。この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすときは、その承諾を得なければならない。」とあります。特別の影響を及ぼすかどうかは、具体的な事情により判断することになりますが、規約設定等の必要性や、これにより受ける区分所有者全員の利益と比較して、一部の区分所有者の受ける不利益が受忍限度を超えているか否かにより決められることとなります。

法人管理組合員の管理費等の負担割合を、規約により、共用部分の持分の割合と異なる、個人組合員のその1.72倍～1.65倍と設けたことは、不合理で、不当に大きすぎ、法人組合員に特に不利益な結果をもたらすとされた。(東京地裁 平成2年7月24日判決)

1階の専有部分(店舗)の管理費等の負担のみが、分譲時に面積に応じておらず、減額されていたものを、一律に専有部分の面積に応じた金額に変更することになった際、エレベーターが一部共用部分か否かに関連し、管理費等の負担割合の変更が問題となったケースです。エレベーター並びに給排水設備および配管は規約で共用部分と定められており、建物と一体となった設備であり、一部共用部分ということはできない。また、共用部分につき各区分所有者が受ける利益の程度を管理額に全て反映させるのは不可能として、変更は、法第三十一条1項に規定する「特別

の影響を及ぼすとき」には該当しないとされた。(東京地裁 平成5年3月30日判決)

### (2) 専用使用権に関するトラブル

専用使用権とは、バルコニー、ルーフテラス、敷地等、区分所有建物の共用部分または敷地等の一部について、特定の区分所有者または区分所有者以外の第三者が、一定の目的のために排他的に使用収益できる権利です。管理規約で特定の区分所有者に駐車場の専用使用権が、また1階の区分所有者に専用庭が与えられている場合などに、管理規約を改正し、駐車場の専用使用権を消滅させたり、専用庭を廃止することは、法第三十一条1項に規定する「特別の影響を及ぼすとき」に該当することが多い

賃貸型の駐車場専用使用権につき、使用細則の変更により、自動更新制を2年毎の抽選制にすることが、規約の変更にあたり、規約の変更が問題となったケースです。(浦和地裁 平成5年11月19日判決)

a) 抽選制の導入についての総会決議は、規約上に駐車場専用使用権の具体的内容(期間・賃料)を直接規定する条項がない場合には、規約の変更にあたらなかった。

b) 使用細則の変更についても、規約上、使用細則事項について権利の得失に関する定めは規定できないなど限定する規定は無く、共用部分等の使用にあたり、使用細則を遵守すべき旨を規定するのみである故、規約に違反し無効ということはない。

c) 抽選制の導入は、「共用部分の管理」に対する概念であり、「共用部分の変更」には当たらない。

分譲業者が区分所有者として3台分の駐車場専用使用権を有し、その対価として1,000万円を修繕積立金として管理組合に納入する旨、当初の管理規約に定め、これを前提にマンションを分譲したが、3年経っても1,000万円を支払わなかったゆえ、管理組合が管理規約を

改正し、駐車場の専用使用権を消滅させたケース。

分譲業者は代金を支払わない以上、専用使用権を取得できないのは、当初の管理規約です。定められていたものであるゆえ、専用使用権を消滅させる旨の規約変更は、その分譲業者の権利に特別の影響を及ぼすものではないとして、その承諾が無くとも、本件規約変更は有効であるとした。(東京高裁 平成11年7月27日判決)

### (3) 専有部分と共用部分の境界

専有部分相互間の境界部分を構成する壁、床、天井などのうち、具体的にどこまでが専有部分で、どこからが共用部分かについては、内壁説(境界部分に囲まれた空間部分のみが専有部分)、壁芯説(境界部分の厚さの中心までが専有部分に含まれる)、上塗説(境界部分のうち躯体部分は共用部分で、上塗り部分など躯体部分以外は専有部分)の3説がありますが、「標準管理規約」では上塗り説を採用しています。

特定の区分所有者の専用に供されている排水管の枝管が専有部分か否かが争われたケースです。

建築年次の古いマンションで見かけられるが、排水枝管が床スラブを貫通して階下の専有部分の天井裏に設置されている場合において、階下天井裏内の排水枝管から漏水、階下の区分所有者に被害を与えた。同枝管を利用している階上の区分所有者は、自己の負担で排水管を修理したが、その後、階下の区分所有者に対し、この枝管は共用部分にあたること、および水漏れによる損害賠償の支払義務の無いことの確認を求め、また、管理組合に対し、立替支出した排水

管の修理費用の償還を請求した。判決は、排水管の枝管で特定の区分所有者に供されているものでも、それがその者の専有部分にないものは、共用部分として、建物全体の排水施設の維持管理、機能の保全という観点から、法の定める規制に従わせることが相当であるとして、本件排水管は、専有部分に属しない建物の付属物として、共用部分であるとされた。(東京高裁 平成9年5月15日判決)

上記東京高裁の上诉審判決でも、本件排水管は、その構造及び設置場所に照らし、建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)第二条4項にいう専有部分に属しない建物の付属物に当たり、かつ、区分所有者全員の共用部分に当たると解するのが相当であるとした。(最高裁平成12年3月21日判決)

### (4) 専有部分の用途等に関する管理規約の改正と特別の影響について

専有部分の使用方法についても、合理的な範囲内であれば規制することができます。しかし専有部分の用途の制限は、所有権に対する極めて重大な制限であるから、既に別の用途に使用している者はもちろん、別の用途に使用するつもりで購入した者に対しても特別の影響を及ぼすこととなります。これに対し、ペット飼育の禁止や夜間のピアノ演奏制限などの定めは、それにより受ける区分所有者の不利益は低いゆえ、その規約が合理的なものであれば、特別の影響には当たらないと考えられます。

12階建てマンションの1階が店舗で、その店舗の業種制限、営業制限、店舗内装制限などを定める管理規約の改正が店舗区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすか、賃借人のラーメン屋営業を承認しない旨、総会を及ぼすか、賃借人のラーメン屋営業を承認しない旨、総会決議したことが不法行為になるかが問題となったケースです。

一般に、区分所有者は他の区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない義務を負っている(法第六条1項)、管理規約において具体化した一般的制限の範囲内である以上、一部の区分所有者の権利に特別の影響を与えたということとはできないとした。また、賃借人のラーメン屋営業についても、業種が著しい臭気等を発生しているとする判断は当然として、営業を承認しない旨の総会決議は不法行為ではないとした。(東京地裁 昭和63年11月28日判決)

用途が「住宅」と定められている専有部分を、区分所有者の夫が経営する病院の看護婦等の保育室として使用することができるかが問題となったケースです。保育室として使用されることで、騒音や通行時の障害など他の住民の受忍限度を超えているとし、病院経営のためとはいえ他に代替手段がないわけでもないとして、建物を保育室として使用することは、管理規約に違反し、しかもそれにより他の区分所有者に被害を与えるから、他の区分所有者の共同の利益に反する使用方法であるとした。(横浜地裁 平成6年9月9日判決)

複合マンションにおける店舗部分の営業時間の制限を、集会の決議で行うことができるとした判例について

区分所有法第三条にいう「建物」には専有部分も含まれるものと解すべきであるから、専有部分の建物の管理についても、集会の決議によることを許容しているものと解される。店舗部分の営業時間の制限は、テナント募集時に業種によっては誘致が困難となるなど、店舗区分所有者に不利益を与えるが、構造的に大部分が居住区画であることを考えると、居住者の生活環境を維持するために、店舗の使用にある程度の制約が課されることは避け難いとした。設立総会(昭和62年)で決議された午前10時から午後10時までという営業時間は合理性を欠くものであったとはいえないとした。(東京高裁 平成15年12月4日判決)

NPOマンション再生・建替・支援センター

〒112-0014

東京都文京区関口1-8-6-805

TEL:03-3268-3641,

FAX:03-3268-3642

<http://mansion-saisei.jp>

会員登録中です URL を御覧ください

### マンションを考える

編集責任者 … 三浦義幸

発行者：阿波秀真

発行所：NPOマンション再生・建替え・支援センター

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6-805

TEL:03-3268-3641

<http://mansion-saisei.jp>

編集：マンションを考える編集室